

WTO体制と東アジア農業の現段階

——「日韓自由貿易協定」と農業問題——

川 本 忠 雄

目次

- はじめに
- I. WTO体制と1996年米国農業法
- II. ポスト「緑の革命」期の東アジア農業
 - 1. 60年代後半～80年代前半の東アジアにおける「緑の革命」
 - 2. ポスト「緑の革命」期(80年代後半以降)の東アジア農業
- III. 日韓農業の現段階と連携
 - 1. 韓国農業の現段階
 - 2. 日韓農業の連携と自由貿易協定結びに代えて

はじめに

1995年よりWTO体制がスタートした。できるだけ例外規定を排除した多角的自由貿易主義は、各国の状況に即した対応を促していく。1996年米国農業法はWTO体制の方向に沿った対応である。つまり戦後一貫として続いてきた国内農業保護をできるだけ軽減し(生産調整の廃止, 作付割当の完全自由化, 不足払い制度の廃止), 強い国際競争力を背景にした剥き出しの世界市場指向策の推進である。

東アジア諸国の農業部面の対応はこれとは相違する。自由競争世界市場からのセーフティネット創設の模索であり, 経済連携の具体的な検討である。「日韓自由貿易協定」構想はその一つである。

本稿の課題は, 「日韓自由貿易協定」推進の最大のネックに位置付けられている日韓農業問題の背景を考察することである。その場合, まずポスト「緑の革命」期の東アジア農業の現状をみていく。最早, 現代東アジア農業は, 飢餓に対応した単純な穀物増産の段階ではなく, 環境問題を含めた農業・農村社

会全体の新課題が存在している。

この21世紀東アジア農業全体の置かれた問題と共通の課題が日韓農業の中にも存在する。現段階の日韓農業の近似化は, 個別的な国内農業政策の枠内での対応を無力化しつつある。主食のコメを中心に生産する東アジア農業小国とのネットワークを念頭におきつつ, 日韓農業連携の今日的意義を検討していきたい。

I. WTO体制と1996年アメリカ農業法

1995年に創設されたWTO(世界貿易機関)はGATT(関税と貿易の一般協定)の三原則(自由・多角・無差別)を飛躍的に強化した機能と特徴を有している¹⁾。第一に, 一括性, 包括性という特徴である。GATTではしばしば容認されていた例外規定を極力排除している。第二に, WTO規定の確定適用と加盟国内法に対する優位性という特徴である。第三に, 紛争手続きの迅速化, 強化がある。特にこの様な特徴により, 従来, 手厚い保護の中に置かれてきた国の農業は, より直接的に世界市場の競争へ曝されていくことになる。

WTOの世界農業に対する基本的な考え方は, 93年に妥結したウルグアイ・ラウンド農業合意の中にある(概要は表1参照)。この合意は, 国境措置(関税, 輸入制限等), 国内農業支持, 輸出補助金の

表1 ウルグアイ・ラウンド農業合意の概要

区分	対象施策	約束実施方式(6年間)
国境措置	関税	農産物全体で平均36%(品目毎に最低15%)削減
	輸入数量制限等(非関税措置)	原則としてすべての輸入数量制限等を関税に転換(関税化)し, 関税と同様に削減
国内支持	市場価格支持, 不足払い等	助成合計量(AMS)を20%削減
輸出競争	輸出補助金	金額で36%, 対象数量で21%削減

(注) 我が国において, 輸出補助金に該当する施策はない。
「出所」農林水産省(2001)『農林水産物貿易レポート2001』

三分野からなり、6年間(95年~2000年)で実施することになっている²⁾。

第一の国境措置(市場アクセス)に関して、輸入量が国内消費量5%未満の品目について、実施1年目に国内消費量の3%以上のミニマム・アクセス(最低輸入量)を設定し、最終年にこれを5%まで拡大することになっている。また関税化の農産品は、輸入急増あるいは輸入価格の大幅低下の場合、代償なしで追加的関税賦課の可能となる特別セーフガード(SSG)制度を導入している。第二の国内農業支持の削減(貿易への影響が軽微であり生産との連関が弱い助成は除外)は、国内自給率の低い輸入国へも一様に適用され国内農業への影響が大きい。

このWTO農業協定に呼応する形でアメリカの新農業法(1996年農業法)が成立する。特徴は以下の四点である³⁾。第一に生産調整(set aside)を廃止する。第二に作付割当(acreage allotment)を完全自由化する(果樹と野菜は除外)。第三に、穀物の不足払い制度を廃止し、7年間(総額356億ドル)を上限とした直接支払い(固定額)を行う。第四に、価格支持は1995年水準を限度として、価格下落対策として維持する。

従来のアメリカ農業政策は、1973年のバツツ(Batz 農務長官)自由農政以来⁴⁾、融資価格(loan rate)に基いた価格支持、目標価格(target price)を基準とした不足払い制度(所得保障)の二本立てにより国内農業保護を実施し、その柔軟な農業保護の基礎の上で(所得保障という安心の上で)、輸出指向農業を遂行してきた⁵⁾。政府の穀物生産調整計画への参加農民は、当該年の平均市場価格が目標価格を下回る場合は、その差額を不足払い分として支払われ、さらに目標価格より低めに設定されている融資価格をも下回れば、その差額を政府負担分として融資される(米国農民は市場価格での市場への販売か、政府融資価格による商品信用公社(CCC)への売渡しかの選択ができる)。

1996年米国農業法は、この様な国内農業保護をできるだけ軽減し、強い国際競争力を背景にした、いわば剥き出しの世界市場指向策への転換といえる⁶⁾。そして生産調整に基く供給の管理を廃止し、市況対応型の生産に移行することにより、今後はより大きな価格変動に世界市場は曝されると予測されている。

この様なWTO体制、米国新農業法の例外なき自由競争原理の推進は、それに対するセーフティネッ

ト、抑止力の創設を呼び起こしていく。90年代後半以降、アジア経済危機が契機の一つとなり、東アジアにおいても、WTOと併存して各種の地域連携・地域協定の動きが顕在化する。「日韓自由貿易協定」構想もその一つである。

98年の日韓政府合意により開始された日韓自由貿易協定に関する共同研究の報告書⁷⁾が2000年に公開された。報告の骨子は、中長期的には協定締結により、日韓双方の経済のダイナミックな発展を展望しているが、近い将来の協定締結には慎重な結論である。特に協定締結に対して、日韓双方とも戦後一貫して手厚い保護農政を遂行してきたため、日韓農水産物貿易問題が最大の障害⁸⁾として登場してくる。しかし今後の日韓の農業を展望する場合、対立点よりは協力すべき側面の方が多い。その背景には日韓の農業の置かれている位置の近似性、また日韓の地方間での一部農産品交易の急拡大という現実がある。個々の国民経済の枠内での発想ではなく、日韓全体での農産品需給の展望、さらには主食を中心に生産する農業小国(特にアジアのコメ生産国)との協力の中で、日韓農業の方向さらには日韓連携の展望を考察していく必要がある。

(注)

- 1) 川本忠雄(2000)「WTO体制と「日韓自由貿易協定」」『下関市立大学論集』第44巻第2号、13~14頁。
- 2) 農林水産省(2001)『農林水産物貿易レポート2001』農林統計協会。
村田武(1999)「WTO体制と米・食料」『WTO体制下のコメと食糧(食糧政策研究会編)』日本経済評論社。
- 3) 服部信司(2000)『WTO農業交渉』農林統計協会。
服部信司(1997)「米国の1996年農業法」『農業構造問題研究(1997年別冊号)』食糧・農業研究センター。
FAO(1996), *THE STATE OF FOOD AND AGRICULTURE 1996*, (邦訳1996)『世界食糧農業白書1996年』国際食糧農業白書、257~268頁。
- 4) 1973年、新農業法が成立する。正式名称を1973年農業・消費者保護法(P.L.86, 87)と称し、改正1938年農業調整法及び改正1949年農業法の条項(作付面積調整、価格支持方法を含む)を改正又は延長したものである。川本忠雄(1981)「80年代米国穀物戦略の方向」『経済学研究』九州大学経済学会。
- 5) 同上論文、96~98頁。
- 6) 従来、一方の極にEU・日本、他方の極にケアンズグループ(豪州・ニュージーランドなど農産物輸出国グループ)があり、米国農業はその中間に位置していた。1996年新農業法施行の結果、米国は国際交渉の場では、後者の立場に近くなるという見解も多い。服部信司(1997)78頁参照。
- 7) JETROアジア経済研究所(2000)『21世紀日韓経

済関係研究会報告書（21世紀の日韓関係はいかにあるべきか）。日本側はJETROアジア経済研究所、韓国側は対外経済政策研究院が担当している。

8) その他の障害として、韓国側の対日貿易赤字拡大の懸念、日韓自由貿易協定とWTO規則との整合性の問題などがある。川本忠雄（2000）18頁参照。

II. ポスト「緑の革命」期の東アジア農業

1. 60年代後半～80年代前半の東アジアにおける「緑の革命」

東アジアにおける緑の革命は、コメでは62年ロックフェラー・フォード財団提携による国際稲作研究所（IRRI、フィリピン）が設立され、60年代後半以降、高収量品種（HYV）の開発と普及が東アジア全域で進行していく¹⁾。このIRRI系品種の特徴は短稈、耐肥性が強く一代雑種（不稔性／毎年、新種子を購入）ということである。この高収量を実現するためには、いくつかの条件がある。化学肥料・農薬多使用、水田の床を平らにする、水利管理と除草などがそれであり、毎年、かなりの資金が必要となる。この「緑の革命」の目標は、主として新品種導入による収量の向上（人口増を上回る穀物生産の増大）であり、その達成を通じて、農村社会の所得と雇用の安定をはかるということである（戦略的にいうならば、「赤い革命」を阻止する「緑の革命」²⁾。その他にこの時期、輸出農産物の多角化（少数農産品輸出経済からの脱却）も政策目標として遂行されていった。

さてこの「緑の革命」により、60年代後半以降、東アジア農業は顕著な穀物生産の

伸び（特に単収）を達成してきた（表2）。その結果、多くの諸国で80年代中期頃よりコメ生産が国内需要を凌駕し、米価が下落してコメ所得が減少する事態も生じた。アジアのコメ需給³⁾については、67～84年までの「緑の革命」効果が最も顕著であった時期には、コメ生産は年率3.2%（コメの単収上昇年率2.5%）の割合で増加している。次の84～96年の間は、それぞれ1.5%（1.2%）に低下している。新品種の作付への導入（表3）が、大部分の国ではわずか10年（60年代後半～70年代後半）という短期間で進行していった結果である⁴⁾。また「緑の革命」進行時の肥料投下の急増も著しい（表4）。多くの資金投入の上で達成されてきたことがみてとれる。

またこの過程で自作農の形態変化（小作農化あるいは土地なし労働者化）もダイナミックに進行していく⁵⁾。伝統的な自作農が「緑の革命」導入を、自らの自作地を担保にした資金調達の上で行った結果、計画通りの収穫が得られない時期（天候異変・病虫害など）に債務返済困難から土地を手放していく傾向にあった。特に「緑の革命」の導入を積極的に遂行してきた東アジア大都市近郊の農業地帯ほどこの傾向が強く現象した（マニラ近郊の中部ルソン、バンコク近郊のタイ中央部など）。

表3 東南アジア諸国の米の高収量品種（HYV）の作付面積比率（%）

作物年度	1966/67	68/70	70/71	72/73	74/75	76/77	77/78
インドネシア	0	2.5	11.1	24.4	40.4	41.0	—
マレーシア(西)	15.4	20.9	31.4	38.1	35.7	—	—
フィリピン	2.7	40.6	50.3	54.0	61.5	68.1	70.0
タイ	0	0	0.4	4.1	5.5	11.3	—
ビルマ	0	3.5	4.0	4.4	6.2	7.0	—

〔出所〕 A. C. Palacpac, *World Rice Statistics*, IRRI, 1980（日本農業年鑑1982年版 p. 74）

表2 米の単収（kg/ha）

	1975年	1985年	1995年	1998年
中国	3,527	5,249	6,021	6,332
インドネシア	2,630	3,942	4,349	4,252
フィリピン	1,664	2,588	2,804	2,889
タイ	1,831	2,061	2,416	2,332
マレーシア	2,662	2,781	3,162	2,869
韓国	5,324	6,351	6,052	6,868

〔出所〕 A. D. B., *Key Indicators of Developing Asian and Pacific Countries*, 各年版。

表4 化学肥料投入量（kg/ha）

	1975年	1985年	1997年
中国	3,527	5,249	6,331
インドネシア	2,630	3,942	4,561
フィリピン	1,664	2,588	2,828
タイ	1,831	2,061	2,256
マレーシア	2,662	2,781	3,129
韓国	5,324	6,351	6,794

〔出所〕表2と同じ

2. ポスト「緑の革命」期（80年代後半以降）の東アジア農業

「緑の革命」の実績の結果、80年代中期より多くの東アジア諸国でコメの生産が国内消費を上回る傾向が出て来た。しかし主食の自給化達成と時期を同じくして、農業および国民経済に対して、経済の新たな発展段階に対応した新しい問題と課題が登場してくる。第一に農産物の輸入増傾向あるいは農業自体の衰退化傾向の現象である。第二に農業の多角化とその所得の不安定性の問題がある。第三に将来的な穀物不足問題への対応（再度の収量向上への課題）がある。第四に穀物増産あるいは逆に農地放棄に伴う環境劣化に対する対策がある。

まず農産物輸入増あるいは農業衰退化について。東アジア諸国の多くは、工業化による所得上昇の結果、食生活の変化（穀物摂取中心から肉食化）が進行した。そのため畜産物の国内生産がその消費の増加に充分に対応できず、畜産物輸入の増加やその生産のための飼料穀物輸入増が続いている。90年代に入り、世界の食糧生産大国、中国においても農産品輸入が生じている。この10年をみても年ごとに

輸入量の大きな変動があり、不作年は大量輸入があり完全自給の体制が崩れる傾向がみられる（例えば、95年、主要穀物輸入2040万トン、自給率95.9%／『中国経済データハンドブック2000年版』）。

日本・韓国・台湾・マレーシア等は、穀物自給率が3割を下回る状況すら現出している（日韓農業については後述）。特に80年代後半以来、外資自由化を促進し、多くの外資導入を梃子にした輸出加工工業化（電子・電機産業など）を遂行してきたマレーシアでは、多くの農民は相対的に高所得を得られる工業労働者へと転出していく。その結果、多くの農地が耕作放棄田として放置され（表5）、有史以来、宮々と開墾、耕作された農地が、わずか20年の間にその風土の固有の風景とともに消滅し始めているという、驚くべき事態が進行している⁶⁾。元々、コメの三期作も可能なコメ生産適地であったマレーシアの現状がこれである。

第二の農業多角化とその所得不安定性の問題について⁷⁾。80年代中期より、東アジアにおけるコメ生産の過剰傾向が現れ、米価が下落して稲作収入が

減少する事態が出て来た。これに対処する主要な政策として、多くの諸国で農業の多角化・輸出農産物の多様化が実行されていく。またこの農業多角化は、東南アジア工業化の新戦略としての輸出代替戦略（一次産品の加工・半加工工業化⁸⁾）と結合して遂行されていった。80年代の一時期注目されたタイのNAICもその一例⁹⁾である。

さて農業の多角化は通常、所得の安定に寄与するものと把握されがちである。しかし国民経済全体でみれば多角化が進行した農業であっても、各農家、各地域では特定作物に特化することが多い。例えば、タイ農業は世界市場の状況に対応して目覚ましい多角化を達成させた成功例といわれている。しかし、この多角化は農業の低所得の向上にはあまり寄与しなかった。タイ農業全体では多角化が進行したが、個々の農家・地域は大部分、単一の商業作物（トウモロコシ、キャサバ、ゴム、砂糖キビなど）に特化し、当該作物の価格変動の影響（供給急増による値崩れなど）を直接受けることとなった結果である¹⁰⁾。

あるいは、日本商社と提携した中国野菜

表5 半島マレーシアにおける耕作放棄田の推定面積（1981年）
（単位：ha, かっこ内%）

州	総水田面積	耕作放棄田面積		
		3年以上継続	乾期のみ	計
主要稲作地帯				
クダ	124,588	4,358	288	4,646 (2.9)
ペナン	18,198	5,633	840	6,473 (4.0)
ペラ	50,547	9,026	2,744	11,770 (7.3)
スランゴール	20,662	1,427	293	1,720 (1.1)
クランタン	84,426	20,009	62,037	82,046 (51.0)
トレンガヌ	29,136	7,028	10,101	17,129 (10.6)
小計	327,557	47,481	76,303	123,784 (76.9)
他の稲作地帯				
ブルリス	25,750	—	1,880	1,880 (1.1)
ヌグリ・スンピラン	14,753	9,386	5,040	14,426 (9.0)
マラッカ	11,497	3,334	3,334	6,668 (4.2)
ジョホール	4,239	1,681	881	2,562 (1.6)
パハン	17,990	9,989	1,632	11,621 (7.2)
小計	74,229	24,390	12,767	37,157 (23.1)
合計	401,786	71,871	89,070	160,941(100.0)

「原出所」 Malaysia, Ministry of Agriculture (1982), *Task Force Report on Idle Land*

「出所」堀井健三・萩原宣之編（1988）『現代マレーシアの社会・経済変容』、アジア経済研究所

輸出農家の事例がある。2001年4月、日本政府は中国から急増している輸入農産品3品目（ネギ、生シイタケ、薑表）に、200日間の暫定的な緊急輸入制限措置（セーフガード）を発動した。これにより一定程度以上の輸入量に対して高関税が賦課されることになった。貿易統計によれば2000年の日本の生鮮野菜輸入量が92万5,500トンと前年比5%増となり過去最高を更新している。中国産はこの5年間で2倍以上増加し、最大の輸入元（約4割のシェア）となっている。特にネギは97年の5倍の42,000トンの輸入量（シェア98.5%）となっている。3品目以外に、トマト・玉ねぎ・ピーマン・キャベツ・レタス・白菜・チンゲン菜・サツマイモなどがある。この輸入増の主要な原因は、日本商社による90年代より大規模に展開した開発輸入（種子や生産技術・品質管理方法を持ち込んだ委託生産）であり¹¹⁾、都市と農村の所得格差是正を目指す中国政府の野菜生産奨励である（野菜作付面積は2000年、約1,500万haであり90年より2倍以上拡大¹²⁾）。日本向け生産地域は吉林省・山東省・江蘇省など環黄海・環東シナ海地域に集中している。このような輸出依存の商業作物生産への特化は、相手国市場の動向に大きく影響を受ける傾向がある。今回のセーフガード発動は多くの中国の野菜農民を直撃している。

第三に、将来的な穀物不足問題への対応がある。98年FAO生産年鑑によれば、1998年の世界全体のコメ生産（モミ概算）は5億6,319万トンであり、その内アジアは5億1,473万トン（構成比91.4%）である。同年のコメの世界全体の輸出量は2,861万トンであり生産量の5.1%（平年は5%以下の割合）である。98年は異常気象により前年比1,701万トンの生産減で、コメ輸出取引の割合が若干多く現れているが、いずれにしてもコメ収穫量の大部分は国内消費用である。従ってわずかの需給の変動はコメの世界市場価格に大きな影響を及ぼす。2000年、約40億人のアジア人口は、2050年、57億人と予測されている（中国は約13億人から約16億人へ）。この人口増への生産対策が課題として登場する。

80年代には、コメの完全自給を宣言したフィリピン・インドネシア・マレーシアなどは今やコメ輸入大国となっている。それぞれ具体的事情は相違するが、いずれも近代化の進展に伴うコメ生産の停滞とそれの輸入化である（マレーシア／農民の輸出入

業団地への工業労働者化、インドネシア／水田をエビ養殖など多用途へ転用等）。更に21世紀は、所得増に伴う食生活の高度化により、中国の巨大食糧輸入国化が予測されている。またポスト「緑の革命」期の80年代後半以降、人口増加を凌駕するテンポでの単収上昇は実現しなくなってきている（コメの単収上昇年率、67～84年2.5%が84～96年1.2%へと低下）。農産物市場での需給調整機能だけに依存していたのでは、今後、需給逼迫あるいは穀物不足が起こる可能性が存在する¹³⁾。

このような事態に対応するために、食糧増産が計画されている。その場合、耕地の外延的拡大は限界があり、力点は生産の集約化（労働および土地生産性の向上）となる。「緑の革命」期は、在来種を近代種（IRRI米）に代替させ生産量の飛躍的・革新的な実績を目的とした。また飛躍的効果を得るためには、毎年の新種子購入だけでなく、灌漑整備、化学肥料・農薬購入という多額の資金を必要とした。またその適用地域は限定され、かつ環境悪化の結果をも伴いがちであった。

ポスト「緑の革命」期の新改良種導入は漸進的な着実な効果を目的としているといわれている。いわばevolutionalな方策（革新的な新種子開発でなくその改良）である¹⁴⁾。そして品種改良の中身も、耐病性の付与、天水利用地域など不利な環境にたいしても適用できることを目的としている。

90年代に入り国際金融機関（世銀・アジア開発銀行など）にとり、コメ増産プロジェクトへの農業貸付（灌漑施設整備など）は、コメ価格低落のため採算性が悪化してきている。そしてその結果、農業部門自体に対する（その研究部門へも）資金供給が減少する傾向にある。しかし将来的な穀物不足は極めて蓋然性が高い。援助における効率性・採算性重視の姿勢を見直し、中長期的な視点に立った農業支援策が重要である。

第四に環境劣化の問題について。近代化の進展に伴う耕地放棄による環境劣化はこの20年指摘され続けているが、今後より重要な問題として登場してくるのが穀物増産に伴う環境劣化である¹⁵⁾。「緑の革命」の結果、世界の穀物生産は30年間（1961～90年）に倍増し19億トンになったが、増産の8%が作付面積の拡大、92%が単位面積当りの収量の向上による。将来的に人口増による穀物増産が必要となるが、農耕地の外延的拡大は限界があり、増産の主力は一層の農業の集約化（労働および土地生産性

の向上)となる。

さて表6にみる様に、戦後世界において開発による多くの土壌劣化が進行している。中度以上の劣化面積の80%以上が発展途上世界で進行していて、アジアだけで37%を占めている。土壌劣化の原因は、森林伐採、過放牧、農業活動がほぼ三分している(表7参照)。穀物増産のための農業開発はそれだけで劣化を生み出すわけではないが、人口増加、

表6 1945年以降に人間によって引き起こされた土壌劣化の広がり

地 域	劣 化 面 積		植生地に占める劣化面積の割合	
	中度,重度,極度	軽 度	中度,重度,極度	軽 度
	(100万ヘクタール)		(%)	
ヨーロッパ	158	61	16.7	6.4
アフリカ	321	174	14.4	7.8
アジア	453	295	12.0	7.8
オセアニア	6	97	0.8	12.3
北アメリカ	79	17	4.4	0.9
中央アメリカおよびメキシコ	61	2	24.1	0.7
南アメリカ	139	105	8.0	6.0
全 世 界	1,215	749	10.5	6.5

「原出所」 L. R. Oldeman, V. W. P. van Engelen, and J. H. M. Pulles, "The Extent of Human-Induced Soil Degradation," in *World Map of the Status of Human-Induced Soil Degradation: An Explanatory Note*, ed. L. R. Oldeman, R. T. A. Hakkeling, and W. G. Sombroek (Wageningen, The Netherlands: International Soil Reference and Information Centre, 1990).

「出所」『のびゆく農業 847』農政調査委員会, 1995年

表7 1945年以降の土壌劣化の原因

地 域	森林伐採	過剰利用	過放牧	農業活動	工業化
	(%)				
ヨーロッパ	38	...	23	29	9
北アメリカ	4	...	30	66	...
アフリカ	14	13	49	24	...
中央アメリカ	22	18	15	45	...
オセアニア	12	...	80	8	...
アジア	40	6	26	27	...
南アメリカ	41	5	28	26	...
全 世 界	30	7	35	28	1

(注) 合計が100にならない場合は、概算のためである。

「原出所」表6と同じ。

「出所」表6と同じ。

土地の制約、適正生産技術の欠如と結合して劣化を生じる。今後、予想される農業の集約化が環境劣化をもたらすとすれば、不適正な技術と誤った管理によるものである¹⁶⁾。例えば、灌漑施設管理が不十分(用水の過剰使用、排水不良など)の結果、農地の過湿度や塩害が発生している。毎年、新たに灌漑された農地面積の半分の面積の既灌漑農地が、塩害で失われるといわれている。農薬多使用は害虫や雑草の抵抗性を増加し、また天敵除去に伴う害虫の大発生を生じさせている。あるいは肥料の過使用は地表水の過栄養化や地下水汚染を生み出している。

多額債務を有し、IMF・世銀の監視による構造調整計画の下で、換金作物の輸出増大に最大の努力を傾注している多くの発展途上諸国においては、農村貧困層のための持続可能な食糧増産の諸政策は、ほとんど軽視されている。最近の先進諸国・国際機関の途上国農業開発向け援助の削減傾向を、是正する必要があろう。

(注)

1) 川本忠雄(1982)「米国・世銀援助政策の新局面と現代東南アジアにおける緑の革命」『経済学研究』九州大学経済学会。

2) Lasse and Lisa Berg (1970), *Ansikte mot ansikte* (邦訳1973)『インド——緑の革命と赤い革命』朝日新聞社。

3) D. Dawe (1998), Reenergizing the Green Revolution in Rice, *American Journal of Agricultural Economics* 80 (No. 5), (邦訳2000)『のびゆく農業 900』

4) 現在では、HYV導入比率は各国によってかなり相違がみられる。例えば93年中国54%、92年フィリピン94%、90年インドネシア77%となっている。IRRI (1995), *World Rice Statistics 1993~95*, 参照。

5) 川本忠雄(1982)72~77頁。

6) 北原淳はこの事態を、「緑の革命」の時期の「農業の資本主義化」を超えて農村の市場機会をもつかむ「農村市場全体の資本主義化」の進行の結果と把握している。北原淳(2000)「東南アジアの農業と農村」『東南アジアの経済』世界思想社, 170~171頁。併せて、藤本彰三(1988)「農業政策大綱と稲作農業の再編」『現代マレーシアの社会・経済変容(堀井・萩原編)』アジア経済研究所, 参照のこと。

7) World Bank (1990), *Agricultural Diversification: Policies and Issues from East Asian Experience*, (抄訳1991)『のびゆく農業 799』

8) 例えば、マレーシアでは伝統的輸出商品(錫, ゴム)だけでなく、原木→製材(一次加工)→合板(二次加工)→家具(三次加工), またタイでは、トウモロコシ→製粉(一次加工)→スナック菓子(二次加工), フィリピンでは果実(生鮮)→果実(貯蔵・調整品)など

の、輸出代替の傾向があった。

H. Myint (1970), *Southeast Asia's Economy in the 1970s*, A.D.B. (邦訳 1971) 『70年代の東南アジア経済』日本経済新聞社。

9) NAICとは、Newly Agro-Industrializing CountryのことでNICSをもじった造語である。NAICが目指す工業化の中身は、アグロインダストリー（農業関連産業）を主軸とした農林水産品の加工・半加工工業化である。

末廣昭・安田靖編(1987)『NAICへの挑戦(タイの工業化)』アジア経済研究所。

10) 『のびゆく農業 799』23~27頁。アジア経済研究所(1998)『ワールド・トレンド 第34号』

11) 農政ジャーナリストの会(1995)『日本農業の動き 113』農林統計協会。農業構造問題研究会(1995)『農業構造問題研究 1995年 No.2』食糧・農業政策研究センター。

12) 日本経済新聞, 2001年3月18日。

13) 『のびゆく農業 900』2~3頁。

14) D. Byerlee (1996), *Modern Varieties, Productivity, and Sustainability, World Development*, Vol. 24, No. 4, (邦訳 1997) 『のびゆく農業 869』参照。

15) P. P. Andersen, R. P. Lorch (1994), *Alleviating Poverty, Intensifying Agriculture, and Effectively Managing Natural Resources*, IFPRI, (邦訳 1995) 『のびゆく農業 847』参照。

16) 同上書, 16~26頁。

韓国での農業における環境破壊に関しては、深川博史(2001)「ソウル首都圏の上水源保護区域における土地所有と環境農業」『APC アジア太平洋研究 第8号』アジア太平洋センター、を参照のこと。

Ⅲ. 日韓農業の現段階と連携

1. 韓国農業の現段階

「日韓自由貿易協定」構想を推進するにあたって、日韓双方とも戦後一貫して国内農業保護政策を遂行してきたため、現在、農水産物貿易問題が最大の障害として現れてきている¹⁾。この問題を棚上げして二国間の自由貿易協定を締結すると、例外規定を排除するWTO規則に抵触するとの指摘もあり、その扱いに苦慮することになる。しかし農水産物問題が本当に、21世紀日韓連携のデッドロックであるのか。事態を一国国民経済の枠内の中で既定的に固定的に考察していないか。ここでは農産物に限定して考察していきたい。

韓国の農業政策の主要対象は日本と同様、コメである。韓国のコメ自給定着は70年代からであり、その決め手となったのが、70年代初めIRRIと韓国が共同開発した多収穫米品種「統一」の作付であ

る。この品種はインディカ米とジャポニカ米の交雑種で、在来種より収量の大幅増がみこまれ、急速に韓国全土に作付が拡大していった(HYV導入状況、72年15.9%→77年54.6%)²⁾。その結果、コメの単収は大幅に増加した(表2)。また韓国版「緑の革命」の進行に伴い、比例して、化学肥料、農薬(表4)も多使用されていく。

NICS現象と呼称された程の工業化の著しい発展は、国民経済の中での農業を衰退産業の位置へと移行させていった。農業は貿易面では比較劣位産業の立場である。まず現代韓国農業の概観³⁾をおさえておこう。1999年、韓国総人口は4,686万人で、うち農家人口421万人(総人口比9.0%)、総就業人口に占める農業就業人口比11.6%、GDPに占める農業総生産比5.0%となっている(表8)。「緑の革命」開始時の75年と比較すると農業就業人口比は45.7%から11.6%へと四分の一となっている。70年代後半からの急速な工業成長で、農村から若年を中心に農業労働力の急激な流出があったことを示している。農家人口の総人口比も37.5%から9.0%へとほぼ四分の一以上の激減である。耕地面積は約212万haで全土の21.3%、一戸当たり耕地面積は1.53haで日本(北海道を除く)とほぼ同じ規模である。韓国農業でのコメの比重は大きい。コメ作付面積は約107万haで、全耕地面積の50.5%を占めている。

99年、韓国農家所得(1戸当たり)は、約2,232万ウォン(農業所得1,057万ウォン、農業外所得703万ウォン、移転所得472万ウォン)であり⁴⁾、農家所得の農業外所得に依存する割合は日本より低い。従って専業農家割合(96年)は日韓で明白な相違がある(日本16.9%、韓国56.5%)⁵⁾。日本の様に産業高度化と農家の兼業化が並行的に進むのではなく、韓国では今後、第2次・3次産業の発展とともに、農家全員での都市移動が進み農業人口の一層の減少が進行していくと予想されている⁶⁾。

農業外所得が低いのは兼業などの就業機会が少ないからである。韓国でも日本と同様、就業機会を増やすために農村工業導入法が施行され、80年代を通じて実施された。しかし都市近郊での成功はみられたが、遠隔地では失敗した事例が多い⁷⁾。原因として、80年代以降、急速に進行した工業化は大企業中心の成長政策によるものであり、地方の中小企業・下請け企業の発展を促進さすものではなかったことが挙げられている。また農村に工場が進出して

も、すでに農村青年の都市流出が起きていて、労働力確保が困難となっていた事情もある。

また日本と同じく農業従事者の高齢化が急速に進行している。農業就業者の内、50歳以上が60%になり、2000年には30歳以下は6%になると予測されている。後継者のいない農家は80%に達し、農村青年の嫁不足問題が深刻な点も日本の事情と近似している⁸⁾。

2. 日韓農業の連携と自由貿易協定

現在の韓国農業の国民経済上の位置は、表8、表9にみる様に日本の約30年前に近く、今後ますます日本農業の現況に近似していくものと思われる。従って現在の韓国政府の構造政策は、日本のそれと近似している。韓国政府は、92年「第7次経済社会発展5ヵ年計画(92~96年)」, 93年「新農政推進計画(93~97年)」を発表した。二つの計画とも農業構造改善政策が中心となっている⁹⁾。

第7次計画は、農業振興地域への集中投資で生産基盤を拡大し、農地規模の拡大をする、また農業振興地域の農地の所有制限の拡大(3haから20haへ)、農業経営の法人化(委託経営・組合経営)の促進、農漁村の生活環境改善などがその内容である。また「新農政推進計画」の目標では、競争力ある農林水産業の育成、市場開放に対応できる専門農業経営人の育成、豊かな産業空間としての農漁村整備などが挙げられている。

表8 韓国の国民経済に占める農業の位置

	1975年	80	85	90	95	99
GDPに占める農業総生産比	25.0%	14.8	12.6	8.5	6.2	5.0
総就業人口に占める農業就業人口比	45.7%	34.0	24.9	17.9	12.4	11.6

〔出所〕韓国統計庁『韓国主要経済指標 2000.9』

表9 日本の国民経済に占める農業の位置

	1960年	65	70	75	80	85	90	95	98
GDPに占める農業総生産比	9%	6.8	4.2	3.8	2.4	2.3	1.8	1.4	1.2
総就業人口に占める農業就業人口比	26.8%	20.6	15.9	11.2	9.1	7.6	6.2	5.1	4.7

(注) 98年のGDPに占める農業総生産比の個所は、97年の数字
〔出所〕農林統計協会『食料・農業・農村白書附属統計表1999』

この中で特に、農漁村生活環境整備の目標は、極めて今日的なテーマで注目に値する。日本は次期WTOラウンドの基本的姿勢として、農業の多面的機能や食糧安全保障の重要性あるいは農村文化への十分な配慮がなされることなどを打出している。農業の多面的機能という言葉が使われ出したのは、92年OECD農業大臣会合であり、また92年、国連環境開発会議のアジェンダ21の文書にも掲載された¹⁰⁾。多面的機能の内容としては環境保全、地域社会の維持活性化、食糧安全保障の三つが該当することは共通認識となっている¹¹⁾。

さて日本では、1999年、「農業基本法(1961年制定)」に代わって、「食糧・農業・農村基本法」¹²⁾が成立した。農業基本法は、戦後復興過程の中で、農業と非農業の間の所得均衡を目指し、農家の自立的経営の発展を目標にしたが、99年の新法は、農業を産業としてみる視点はあまりなく、その内容は多角的である。99年新法の基本理念は四つからなる。食糧の安定供給の確保(第2条)、多面的機能の発揮(第3条)、農業の持続的発展(第4条)、農村の振興(第5条)がそれであり、国際的視点と農業の有する多面的機能の重要性が強調されている。農業予算をみても、価格・所得対策から農業農村環境整備へ、配分の重点が移行しているのがみてとれる¹³⁾。1960年度と99年度の農業予算に占める主な項目の割合を比較してみよう。価格流通・所得対策費(26.1%→14.7%)、農業構造改善費(3.4%→9.3%)、農業農村環境整備費(28.0%→46.9%)、農村福祉対策費(0.4%→1.4%)などとなっている。今日、特に注目されるのは、農山村地域の生活活性化¹⁴⁾と農業農村環境の維持である。

以上、期せずして日韓双方とも同様の課題が立ちはだかっているとみてとれよう。その結果現象する日韓農業政策・基本計画の近似化である。そして農業の置かれている位置が

近似化している故に、その国際的対応は互いに協力する分野が多い。これまでのラウンドで、日韓両国は共通して、コメを基軸とした国内農業の維持、バランスある国民経済発展にとっての農業の必要性、農村地域の振興

等を主張してきた。この立場は主食を中心に生産してきた農業小国（特にアジア・コメ生産国）の立場でもある。また今後のWTOの課題として、自由貿易が環境に与える影響がある。日韓は今後も水田の環境維持機能を主張していくべきである。日韓の貿易協定は二国間の枠組みに留まらず、アジア農業小国の主張を協定およびWTO交渉に反映させていく必要がある。

次に、日韓あるいは日中の生活食糧レベルでの緊密化の一例をみてみよう

2001年4月、日本政府は中国から輸入急増しているネギ、生シイタケ、畳表の3品目に暫定的なセーフガード措置（200日）を発動した。

ここで日本の農水産品輸入の現況についてみてみよう。我国の食料品輸入は数量・価額とも傾向的に伸びて来ているが、その全輸入額に占める構成比はほとんど変化していない（95年15.2%、96年14.5

%、97年13.6%、98年14.8%、99年14.3%／『通商白書2000』各論）。しかし地域別食料品輸入シェアでは、米国・オーストラリアは伸び悩み、アジアが増加している。99年価額（ドル）の地域別構成比でアジア32.1%（内、中国11.9%、ASEAN11.1%、韓国4.6%等）、米国29.8%、オーストラリア6.4%となっている。特に中国の着実な増加トレンドは注目に値する。

品目別ではより特徴がある。主要穀類（小麦・トウモロコシ・大豆）および牛肉・豚肉では、米国を中心とした非アジア諸国からの輸入シェアが圧倒的である。しかし魚介類の地域別輸入シェア（ドル）では、アジアが50.9%（内、ASEAN19.2%、中国14.3%、韓国7.0%）で過半を占め、米国10.3%、ロシア8.2%は少ない。その他に、アジアの割合が高い品目は、鶏肉（中国40.3%、タイ27.4%、ブラジル18.4%、米国13.2%）、野菜（中国44.4%、米国22.6%、韓国8.0%、ニュージーランド3.9%、タイ3.4%）、果実（米国32.9%、中国14.9%、フィリピン14.8%）となっている。

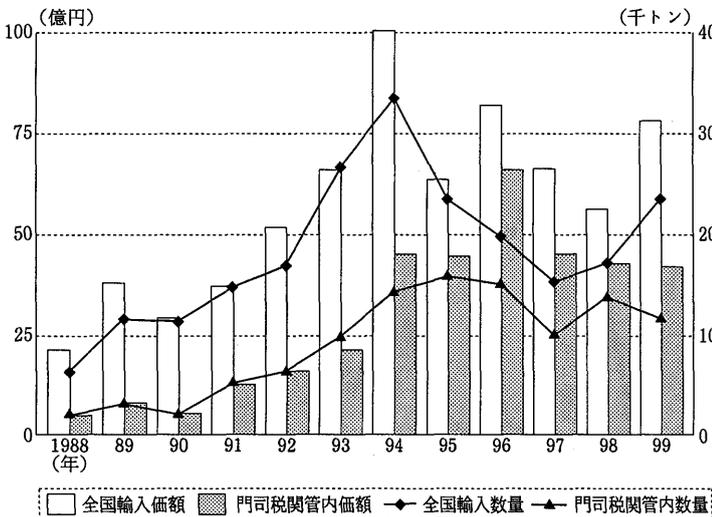
さらに個々の品目をみると地方経済にとって興味深い特徴がみられる。

（畳表の輸入について）¹⁵⁾。イグサの作付面積と収穫量（乾燥）は、1964年（12,300ha、141,000トン）をピークに減少し、99年で作付面積（3,681ha）、収穫量（44,650トン）とも、ほぼ64年の30%の水準に落ち込んでいる。それを埋めるのが中国からの輸入である（99年全国輸入総量23,068トンの99.9%のシェアが中国）。また門司税関管内への輸入は、図1にみる様に全国比（99年）の53.3%を占め、そのほぼ全量（99.7%）が門司港へ荷揚げされる。

（タケノコの輸入について）¹⁶⁾。タケノコも国内収穫が減少している一方、輸入が増加している。中国からの輸入シェアが圧倒的である（99年全国輸入総量114,423トンの93.3%のシェア、2位は台湾の3.5%）。門司税関管内への輸入シェアは全国で一番高く（22.8%）、その内93.1%が門司港へ荷揚げされる（5.8%が博多港）。

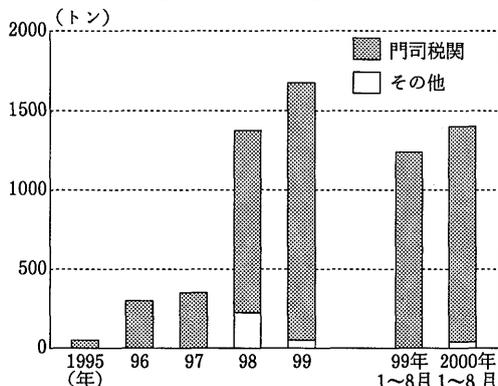
（ナスの輸入について）¹⁷⁾。この品目の輸入もここ数年、飛躍的に増大している（図2参照）。輸入ナスは、鮮度は落ちるが厳選されたものが輸入され

図1 畳表の全国・門司税関管内輸入推移



「出所」門司税関調査統計課資料（2000年3月28日）

図2 ナスの全国・門司税関管内輸入推移



「出所」門司税関調査統計課資料（2000年9月28日）

ており、サイズも一定で品質も良い。ナスの輸入は国内生産が少なくなる時期（10月から翌年6月）の安定供給を目的としている。この品目は韓国からの輸入が圧倒的である（99年全国輸入総量1,658トンの99.8%のシェア）。その内、門司税関管内への輸入シェアがほとんどであり（95.7%）、そしてその大部分（85.5%）が下関港へ荷揚げされる。その他は、博多港が12.7%、福岡空港が1.8%となっている。

この様に、日常の生活物資レベルでの輸入急増が、近隣コンテナ港での最近の動きである。日韓農業は、国民経済レベルでの農業政策の近似化だけでなく、日々の食糧需給レベルでの地域の結合に到っている。日韓農業の現段階は、それぞれが別個に国内農業保護政策を立案し遂行する段階ではなく、日韓農業全体での枠組みの中で総合的に考察しなければならない段階である。GATT第24条は、自由貿易協定（FTA）について「関税その他の制限的な通商規則を実質上全ての貿易について廃止する」と定めている。しかし同じ24条でFTA完成までの移行期間（10年間¹⁸⁾を認めている。この期間の有効な活用という点を含めて、農業は「日韓自由貿易協定」の躓きの石と考える必然性はない。

結びに代えて

米国は、自らの経済力が相対的低下をし始めた80年代半ばから、多国間主義（GATT・WTO）、地域主義（NAFTA）、二国間主義（スーパー301条等、一方的措置を手段化）の三つを状況に応じて使い分けてきた（APECはopen regionalismという原則により多国間主義に近い）。2001年ブッシュ政権は多国間主義から地域主義・二国間主義へと内向き政策の傾向が始めている¹⁹⁾。2005年までに南北アメリカの単一自由貿易圏（3兆ドル）を目指す米州自由貿易地域（FTAA／構成34ヶ国）構想推進の動きもそれである。この背景には、99年シアトルWTO閣僚会議の失敗以降、新ラウンドの開始の難航、あるいはAPECの自由化進展の遅れなどの事情がある。そしてブッシュ政権の通商年次報告書²⁰⁾では、米国以外の国が米国抜きで通商システムのルールを創設することへの危機感により、米国主導のFTA推進を課題の一つとして挙げている。

さて日本の『通商白書（2001年版）』は、「重層的な対外経済政策」を2000年版以上に強調してい

る。多国間主義だけでなく複数の二国間自由貿易協定締結の推進（そのネットワークの形成）である。

この場合、自由貿易協定あるいは経済連携の成立に関して、地理的・空間的近接さを最大の要素として考察するのはあまりにも平板的である。従来の歴史的な経済統合は地理的・領域的拡大モデルが主流であった。EU、NAFTA、FTAAもこの要素が強い。

今後のアジアでの経済連携は、経済機能上・分業上の視点の重視と同時に、現実可能性の視点（可能なところから実施する）からも検討すべきであろう。日本、韓国、シンガポール²¹⁾、メキシコ等、相互の経済連携構想もその文脈である。つまり、機能・分業概念は地理・空間概念と同様に重要である。歴史的被拘束性により国家・国民経済の枠組みの強いアジアでは、地理的近接性を統合の第一義的要素におくとその進捗が円滑ではない。

またその連携が、国民経済間の連携の枠組み・レベルを超えて、多様な経済主体（地域・グループ・個人）間の有機的な結び付きを展望できる性格のものが、21世紀の形である。21世紀日韓自由貿易協定は後者のパースペクティブを包含するものでなければならない。

（注）

- 1) 川本忠雄（2000）19～21頁。
 - 2) 金寅煥（1979）『韓国の緑色革命』全国農業改良普及協会（韓国）。
 - 3) Korea National Statistical Office（2000）, *Major Statistics of Korean Economy 2000.9*
 - 4) National Agricultural Cooperative Federation（2000）, *AGRICULTURAL CO-OP YEARBOOK 2000*
 - 5) 農林水産省『ポケット農林水産統計1998』, 韓国農林部『1997農林業主要統計』
 - 6) JETROアジア経済研究所（2000）111頁。
 - 7) 農政ジャーナリストの会（1994）『日本農業の動き108』農林統計協会。
 - 8) 同上書, 24頁。
 - 9) 同上書, 24～25頁。
 - 10) 農業構造問題研究会（2000）『農業構造問題研究2000年』4頁。
 - 11) 同上書, 13～14頁。
 - 12) 平成11年法律第106号である。『日本農業年鑑2000年版』家の光協会, 41～88頁。
 - 13) 農林統計協会（2000）『食糧・農業・農村白書, 附属統計表（平成11年度）』
 - 14) 2000年度～2004年度（5年間）, 「中山間地域等直接支払制度」が創設されている。
- 10a当りの支払額（急傾斜地／田21,000円, 畑11,500

- 円, 緩傾斜地/田 8,000 円, 畑 3,500 円)。農村統計協会 (2001) 『図説 食糧・農業・農村白書 2000 年版』 246 頁。
- 15) 門司税関調査統計課資料 (2000 年 3 月 28 日) より。
- 16) タケノコは, 主に, 水煮後に皮を剥ぎそのまま一斗缶 (18 リットル) に密閉された状態で輸入される。輸入貿易統計品目コード (HS コード) 番号は 2005.90-210 である。
門司税関調査統計課資料 (2000 年 2 月 24 日) より。
- 17) 門司税関調査統計課資料 (2000 年 9 月 28 日) より。
- 18) ウルグアイ・ラウンドの了解 (いわゆる「24 条解釈了解」) である。10 年間を超過する時は WTO 締約国に物品貿易理事会で説明する必要がある。JETRO アジア経済研究所 (2000) 20 頁。
- 19) 80 年代, 米国締結の二国間 FTA は, イスラエル (85 年), カナダ (89 年) のみである。2000 年 10 月, ヨルダンとの FTA 締結, またシンガポール, チリとの交渉が開始されている。当面の課題は, 94 年に失効した貿易促進のためのファーストトラック (一括交渉権) の権限獲得である。米外交評議会・タイソン報告 (下) 抜粋, 『世界週報』2001 年 2 月 20 日号, 71~72 頁。
- 20) 2001 年 3 月発表の「2001 年通商課題と 2000 年報告」である。「日本経済新聞」2001 年 5 月 30 日。
- 21) ASEAN は一方では, 投資が中国へ流入・移転することを警戒して北東アジアとの結束 (ASEAN プラス 3/中国・日本・韓国) を提案するが, 他方で二国間 FTA を推進するシンガポールを批判する (無関税商品の ASEAN 流入となるので)。シンガポールはこれ

を「ASEAN のくびき」と反批判している。「日本経済新聞」2000 年 11 月 29 日。

(参考文献)

- T. Dyson (1996), *Population and food*, ROUTLEDGE.
- M. Keating (1996), *Nations Against The State*, Macmillan Press.
- R. Z. Lawrence (1996), *Regionalism, Multilateralism, and Deeper Integration*, The Brookings Institution.
- E. Young, D. A. Shields (1996), 1996 FAIR Act frames farm policy for seven years, *Agricultural Outlook Supplement*, Economic Research Service, USDA.
- 経済産業省九州経済産業局 (2001) 『ヒューマン・エコノミー九州への挑戦』経済産業調査会
- 柑本英雄 (2000) 『国際的行為体とアイデンティティの変容』成文堂
- 坂田幹男 (2001) 『北東アジア経済論』ミネルヴァ書房
- 自治・分権ジャーナリストの会 (2000) 『英国の地方分権改革』日本評論社
- 末廣昭・山影進編 (2001) 『アジア政治経済論』NTT 出版
- 平川均・石川幸一編著 (2001) 『新・東アジア経済論』ミネルヴァ書房
- 本多健吉 (2001) 『世界経済システムと南北関係』新評論
- 李海珠 (2001) 『新・東アジア時代の韓国経済発展論』税務経理協会